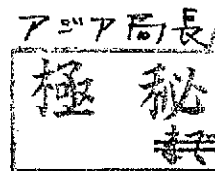


秘密指定解除

外交記録・情報公開室



冒頭の発言(案)

~~封印~~
37. 3. 10

1. 先ず今回の会談を如何に進めるべきかについてお諮りしたいと存じます。日韓会談の当面の懸案は、申すまでもなく、いわゆる「平和ライン」撤廃と漁業協定締結の問題、在日韓国人の法的地位の問題、そして請求権の問題の三つであります。御承知のとおり日本側としては「平和ライン」撤廃と漁業協定締結の問題を極めて重要に考えており、少なくとも請求権の問題とは同時解決をはかるべきものであるとの方針を堅持しているものであります。また在日韓国人の法的地位の問題も、他の二つの問題と同時に解決に持ち込むべきものと考えます。

これらの三問題は、何れも重要なものです

が、日本側としては、どれを先に取上げるか

は、韓国側の御希望に従う用意があります。

どの問題から先に取り上げましょうか。

2 (韓国側は先ず請求権の問題を取り上げる

よう希望するものと思われる。その希望があ

れば)それでは、請求権の問題を差当りの議

題とし、「平和ライン」撤廃と漁業協定締結

の問題と在日韓国人の法的地位の問題は、そ

れに引続き、あるいは会談中の適当な時機に

取上げるとといたしましょう。(これに同

意を求める)。

3 請求権の問題は、一般請求権問題、船舶問題及び文化財の問題に再分され、それぞれ小委員会が設けられて、事務的レベルでの話し合いが行われてきたことは御承知のとおりであります。船舶小委員会では、(1)いわゆる韓国置籍船返還、(2)いわゆる韓国置水船返還、(3)韓国に貸与された日本船の返還及び(4)韓国に沈没された日本漁船の返還の4つの議題があります。

この船舶の問題は、重要であります。韓口側の請求には、事実関係の確認と法律~~座~~論^論に少し事務レベルの話し合いを続けた方がよい極めて難しい問題があまり反面、
~~を考案せずし、また一般請求権問題にくらべ~~

れば、第2次的なものなので、一般請求権問題の解決^{の大筋、=これ俵せ}を見て処理~~は~~の方が良いとも考えられますので、暫くは、今回の討議から外

しておきたいと考へます。

また文化財小委員会では、文化財返還の御請求には法律的根拠がなく、また、これらを返還することについての国際先例が乏しいことを日本側が主張し、しかし、日韓両国間の友好関係樹立という大局的見地に立つて、両国間の文化協力の問題としてならば、何らか善処出来はしないかとの考へを述べ、貴国側も、同様の大局的見地から善処しても良いような態度であると聞いており、この点誠に慶賀に堪えます。従つて本問題は、今回の会談の議題から外して差支えないと存じます。よつて今回の会談の第1の議題としては一般請求権の問題のみをまず取上げ、本問題につき十分に御協議したいと考へます。



日韓間の請求権問題について
(総論)(案)

37.3.10

1. 日本と韓国との請求権問題の交渉は、平和条約の規定に基づいて行なわれるものであることはいうまでもない。

平和条約第4条(a)項の規定によれば、日本が請求権について特別取極を行なうのは、当該第2条地域で現に施政を行なっている当局との間であり、特別取極の対象となるのは、日本側については「日本国及びその国民の財産で当該地域にあるもの、並びにこれら地域の施政を行なっている当局及びそこの住民に対する日本国及びその国民の請求権」であり、他方相手当局側については「日本国におけるこれら当局及び住民の財産並びに日本国及びその国民に対するこれら当局及びそこの住民の請求権」である。従つて、上記の規定を現

実の事態に当てはめるならば、日韓两国の間に締結されるべき特別取極の対象は、韓国が現に施政を行なっている南鮮地域における当局すなわち韓国政府と南鮮地域の住民の請求権に限られるのである。なお、この条文では国民と住民とを使いわけている点も注意しておかねばならないと考えられる。

2. 平和条約第4条(b)項では、日本国は朝鮮における「合衆国軍政府により、又はその指令に従つて行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認」している。朝鮮における合衆国軍政府は、南朝鮮においてのみ権限を有し、その指令の効力は日本にも北朝鮮にも及び得なかつたものである。従つて、いわゆる朝鮮における合衆国軍政府法令第33号の効力を日本は平和条約第4条(b)項により承認したが、この処理の効力は、北朝鮮にも日本にも及んでいないことはいうまでもない。また、この法令は没収法令であるので、例え

ば、韓国に本店又は主たる事務所のあつた会社の株式についていえば、一国内にある会社の株式没収の効果は、その国の領域外にある当該会社の財産には及ばないとするのが国際法上の確立した原則であり、従つて韓国内にあつた会社の株式没収の効果はその会社の在日財産に及び得ないものである。事実連合国最高司令官によるこれら在日財産の処理は、韓国財産となつたとする立場からは行われず、法令第33号とは全く無関係に整理されたのである。

3. 平和条約第4条については、1957年のいわゆる「米国解釈」が存在する。日韓両国とも、1957年12月31日の合意議事録で、米国解釈に示された見解と同意見であることを明らかにしている。即ち「日本が平和条約第4条(b)項において効力を承認した在韓日本財産の処理は、第4条(a)項に定められている特別取極を考慮するに當つて関連がある」即ち relevant であるものであり、しかも、「日

韓問の特別取極は韓国内の日本資産を韓国政府が引取つたことにより日本国に対する韓国の請求権がいかなる程度まで消滅し、又は充足されたと認めるべきかの決定を含むこととなる」ということに日韓両国とも同意見であることが表明されている。このことは、日本側に対する韓国側の請求権がいかなる程度まで消滅し又は充足されたと認めるべきかの決定は韓国が一方的に決定すべきことではなく、日韓両国間の交渉で決定されるべきことを表明したことに他ならない。

なお、本件に関連して次の2点を指摘したい。その第一に、戦後韓国側が取得した旧日本財産は莫大なものであることは御承知のとおりであり、ゆうに、韓国側の請求額を上廻るものであること、第二の点は、韓国は第二次大戦中日本との交戦国でもなく、また、平和条約第14条の賠償請求権を持たないのである。従つて、韓国は米国解釈の考え方を考

慮に入れて日本に対する賠償的請求を提出しなかつた、よつて、いわゆる米国解釈は既に適用済みであると一方的に主張されることは日本側としては到底承服し得ないことである。

更に、ただ今指摘した第2点に関連して、1948年の「米韓協定」により韓国に移転された財産の目録の提出をこの際改めて要望したい。

4. 第4条に掲げられた財産property と請求権(債権を含む) claims including debts については、すべて、法律関係と事実関係とが明白に立証されるものでなくては、かかる場合の財産とはいえず、また請求権ともいえないことは明らかである。また、これらの立証責任は請求する側に存することもいうまでもない。ただ、終戦後16年以上も経つた今日、また終戦直後の混乱があり、更には朝鮮動乱のあつた事実を考慮するとき、妥当と納得のゆく程度の推定の要素が入つて来るこ

とはやむを得ないだろうと考えるが、本質的には財産といたし請求権という以上法律関係と事実関係とが共に十分に立証されなければならぬことを指摘せざるを得ない。

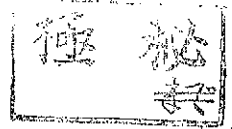
5. 韓国の請求されている日本に対する既存債権はいずれも円貨建債権であつて、ドルあるいは金約款の付せられていないもののみである。金銭債権に関する原則からして、契約時に債務の内容として定められた円表示の金銭は、そのまま今日も妥当するものであつて、これを変更する何等の根拠も存在しない。従つて韓国側は、事務レベルで、1945年当時の日本円対米ドルレートでの換算、具体的には15円を1ドルとすることを提案されているが、これは日本側として到底承服できない。現に戦後わが国の各国に対する同種の請求権問題処理も、すべて前述した金銭債権の原則によつて解決しているのであつて、韓国の主張されたような方法形式により解決されたものは1件も存在しない。

6. 韓国側の提示された諸請求のうち、南鮮地域及びその住民の日本国及び日本国民に対するものであつて、事実及び法律関係が明白に立証されたものについては日本として支払うべきものとなるのであるが、その支払いの具体的金額を決定するに当つては当然、前に述べた「米国解釈」に従つて、日本が在韓日本財産処理の効力を承認したことにより、韓国の日本に対する請求権がどの程度消滅し又は充足されたかを日韓間で協議決定すべきものと考えている。

7. 以上要するに、かねて韓国側より請求されていた諸項目のうち、法的根拠ありと認められるものは少なく、またその金額もまた少額にとどまり、しかもなお「米国解釈」を考慮に入れるならば、その額も、更に少なくなることを明らかにしておきたい。

また日本としては、如何なる形において本件請求権の問題が解決されようとも、その解

決は本問題の完全且つ最終的解決であつて後日に日韓間に問題をのこさないものでなければならぬと考へている。



日韓間の請求権問題について 秘密指定解除
(各論)(案) 外交記録・情報公開室

37.3.10

要綱 1. 地金銀の返還請求に関して、

韓国側は1909年から1945年までに朝鮮銀行を通じて韓国より持出した地金銀の返還を請求しているが、

日本側としては、本件に関する韓国側の請求になんらの法律的根拠を認めることができない。すなわち、朝鮮銀行は朝鮮地域における発券銀行であつたが、同時にその業務の一つとして地金銀の売買を行なうことが規定されており、1909年から1945年の間に同銀行を通じて持出された地金銀は通常の商業取引として正当な代価を支払い、適法に買取られたものである。また、地金銀の売買価格は日本内地であると朝鮮であるとを問わず、同一適正価格で行なわれていたものである。

韓国側は、更にまた朝鮮銀行の発券準備とし

て地金銀を持たねばならなかつたという議論も
行なつたが、朝鮮銀行の発券準備は地金銀でな
くとも良かつたというのが朝鮮銀行法の定める
ところであつた。

以上の如く、日本側としては、韓国側が本件
地金銀に関し、返還を要求される法的根拠は全
然認められない。

要綱 2. 逓信局関係に関して、

韓国側は終戦前に朝鮮地域で行なわれていた郵便貯金の大蔵省への預入金と朝鮮簡易生命保険、郵便年金特別会計の大蔵省預入金のうち韓国人分の支払いを請求しているが、

日本側としては、これらにつき事実関係にも、法律関係にも問題はあつたが韓国側請求の趣旨は一応理解できるので、好意的に考慮する用意はある。但し、大蔵省への預入金のうち韓国人分をどのように推定するかについては、日本側としては事務折衝において当方が示した線を修正することは困難である。

要綱 4 閉鎖機関、在外会社の在日財産の請求
に関して、

韓国側は、終戦前、韓国に本社、本店または
主たる事務所があつた法人の在日財産の返還を
要求しているが、

日本側としては、連合軍最高司令部の閉鎖機
関令によつて閉鎖清算された機関、すなわち、
朝鮮銀行ほか3社及びSCAPIN/965号
によつて閉鎖清算された在外会社188社は、
すべて日本法人であつて韓国法人ではないと考
えて居る。日本側はこれら日本法人の財産のう
ち1945年12月6日現在、韓国に存在した
ものに関しては、米軍令33号により所屬が変
更されたことを認めているが、同軍令の効果は
既に総論で述べたように在鮮米軍の管轄地域外
には及び得ない以上、これら会社の在日財産に
は及び得ないものである。

このことは上述の閉鎖機関令及びSCAPIN
/965号のいずれもが、米軍令33号に関

係なく、在日財産は在日財産として処理さるべきことを規定していることから明らかである。

もつとも日本側としては閉鎖機関令ないし SCAPIN / 965号及びそれらに基づく法令により清算された会社等の残余在日財産について、旧株主の権利は尊重しており、既に事務折衝において、韓国側に対し旧朝鮮人株主に対する残余財産の分配留保額を提示している次第であり、~~そのうち韓国人の分の取扱いについては話合いの用意がある。~~

要綱 5 の (1) 日本有価証券に関して、

韓国側は事務折衝において日本国債等の有価証券を請求しているが、

日本側としては韓国側が債券の現物を保持しているものについては、~~その引渡しを条件として支払いを行なう用意がある。~~他方、登録債の内、日本を登録地とする登録債券は在日財産であるから、米軍令 33 号の効力は及びえないと考える。~~軍令に関係なく本来韓国人の所有するものについては支払う用意がある。~~

要綱 5 の (2) 日本系通貨に関して、

韓国側は、事務折衝において、戦後焼却した日本銀行旧券等の日本系通貨の請求を行なっているが、

日本側としては、~~日本銀行券及び日本政府紙幣の現物の提示があればこれを支払う用意がある。~~焼却分については、無記名債券の亡失に準じて債権消滅と考えるのが道理にかなっていると思われるが、日本銀行員が焼却に立会った分については、問題はあるが、特に好意的に考慮したいと考えるが、日本銀行員が立会わずして焼却した日本紙幣の支払いは考えられず、また、日本銀行券、日本政府紙幣以外の通貨の支払いは認められない。

要綱 5 の (3) 韓国人労務者等の未収金に関して、
韓国側は韓国人軍人軍属労務者等の未払俸給、
賃金、年金、手当等の未収金を請求しているが、
日本側としては、韓国人分と確認される未収金
については、~~支払いを行なう用意がある。~~

要綱 5. の (4) の a 集団移入韓国人労働者の補償
金に関して、

韓国側は、事務折衝において、日本に強制徴用された労働者につき生存者、死亡者、負傷者それぞれ一定の補償を請求しているが、

日本側としては、昭和14年以来、昭和20年4月頃までに、自由募集、官あつせん、最後には国民徴用令により相当数の朝鮮人労働者が、集団移入された事実は一応認めるが、これらの労働者は、日本人として内地に渡来し、内地人とともに勤労したもので、これに対し日本側として、補償金を支払う法律的根拠がない。また、これら労働者の中で勤労契約期間中負傷ないし死亡した者に対しては、その際見舞金ないし弔慰金が各雇用主より支払われていたものであり、日本側として、重ねて何らかの措置を講ずる法的根拠はない。

~~但し、これら労働者の内には、気の毒な事情~~

~~にあつたものも相当数いたであるうことは十分
認識している次第であり、多少の考慮はする積
りである。~~

要綱 5 の (4) の b 朝鮮人軍人軍属に対する補償金に関して、

韓国側は韓国人の軍人軍属に対して補償金の請求を行なっているが、

日本側としては、これら軍人軍属に対する補償金の支払は実定法上極めて困難である。すなわち、軍人に対する恩給は、昭和 21 年 1 月以降、連合軍最高司令部の命令により停止され、また、軍属に対する諸措置も同時に停止された。平和条約発効後に、軍人軍属に対し戦傷病者戦没者等留守家族援護法の制定及び軍人恩給の復活があつたが、これらに基づく援護ないし恩給支給は日本国籍保持者に限られている。

要綱 5 の (5) の a 韓国人恩給請求に関して、

韓国側は、終戦時の既裁定分のほか、未裁定分の恩給の20年分を請求しているが、

日本側としては、平和条約発効までの未裁定者を含め、戦前国庫が負担していた分については、受給権者に対して日本人と同様支払う用意があり、既に事務折衝においてこの旨申し述べた次第である。

平和条約発効後の問題については、韓国人の恩給権は消滅したと恩給法上解釈されるが、この点に関しては、軍人軍属の死亡者および負傷者の問題とも併せて何等かの考慮を払いたいと考えている次第である。

要綱 5 の (5) の b 帰国韓国人寄託金に関して、

韓国側は、終戦後韓国に帰国した韓国人の税関への寄託金、日銀券と交換した未決済鮮銀券および朝連の寄託金を請求しているが、日本側としては、~~税関寄託金および未決済鮮銀券については韓国側の請求額を支払う用意があるが、~~朝連へ寄託したとする分については、その事実を示す記録が全く存在しないので、その支払いは不可能である。



日韓請求権について（各論）

（理財局修正案）

37.3.10

以上申し述べたわが方の基本的立場に立つて、
以下韓国側の具体的請求項目に対する現段階の
考え方を申し上げたい。なお、これは、事務折
衝で両国の見解が開陳された際の日本側の見解
をとりまとめたものと承知されたい。

要綱 1. 地金銀の返還請求に関して、

韓国側は1909年から1945年までに朝
鮮銀行を通じて韓国より持出した地金銀の返還
を請求しているが、

日本側としては、本件に関する韓国側の請求
になんらの法律的根拠を認めることができない。
すなわち、朝鮮銀行は朝鮮地域における発券銀
行であつたが、同時にその業務の一つとして地
金銀の売買を行なうことが規定されており、1
909年から1945年の間に同銀行を通じて
持出された地金銀は通常の商業取引として正当

な代価を支払い、適法に買取られたものである。また、地金銀の売買価格は日本内地であると朝鮮であるかを問わず、同一適正価格で行なわれていたものである。

韓国側は、更にまた朝鮮銀行の発券準備として地金銀を持たねばならなかつたという議論も行なつたが、朝鮮銀行の発券準備は地金銀でなくとも良かつたというのが朝鮮銀行法の定めるところであつた。

また、上記立法趣旨そのものを云々されるのであれば、もはや法的請求権の範囲を超えた政治的要求と解さざるを得ない。

以上の如く、日本側としては、韓国側が本件地金銀に関し、返還を要求される法的根拠は全然認められない。

要綱 2 逋信局関係に関して、

韓国側は終戦前に朝鮮地域で行なわれていた郵便貯金残高と朝鮮簡易生命保険郵便年金特別会計の大蔵省預入金とのうち韓国人分の支払いを請求しているが、

韓国側請求の趣旨は一応理解できるが、韓国人分をどのように推定するかについては、日本側としては事務折衝において当方が説明したように更に慎重な配慮を要すると考えられる。

なお、その余の請求については、日本側として異論があり、応じられない。

要綱 4 閉鎖機関、在外会社の在日財産の請求
に関して、

韓国側は、終戦前、韓国に本社、本店または
主たる事務所があつた法人の在日財産の返還
を要求しているが、

日本側としては、韓国側が主張している、こ
れらの法人が法制上、当初から韓国法人であつ
たという立場に立つ在日財産の請求は、法理上
全く問題にならないと考える。また仮りに軍令
33号を理由とする請求として考えても日本側
に返還すべき理由はない。すなわち、連合軍最
高司令部の閉鎖機関令によつて閉鎖清算された
機関、すなわち、朝鮮銀行ほか3社及びS G A
P I N / 9 6 5号によつて閉鎖清算された在外
会社188社に関して、これら会社の財産のう
ち1945年12月6日現在、韓国に存在した
ものに関しては、米軍令33号により所屬が変
更されたことを認めているが、同軍令の効果は
既に総論で述べたように在鮮米軍の管轄地域外

には及び得ない以上、これら会社の在日財産には及び得ないものである。

このことは上述の閉鎖機関令及びS C A F I N 1965号のいずれもが、米軍令33号に関係なく、在日財産に関する処理を規定していることから明らかである。

~~もつとも日本側としてはこれら法人の残余在日財産の処分にあたり、とりあえず旧株主の権利は留保しているので、本会談の推移如何と睨み合わせて適切な処理を行なう用意がある。~~

要綱 5 の (1) 日本有価証券に関して、

韓国側は日本国債等の有価証券を請求しているが、

日本側としては韓国側が無記名ないし無登録の債券の現物を保持しているものについては、~~その引渡しを条件として支払いを考慮できるが~~登録債の内、日本を登録地とする登録債券は在日財産であるから、軍令に関係なく本来韓国人の所有するものについてはともかくとしても、それ以外のものは米軍令 33 号の効力も及びえないとの見地から請求に応じがたい。

要綱 5. の (2) 日本系通貨に関して、

韓国側は、戦後焼却した日本銀行旧券等の日本系通貨の請求を行なっているが、

日本側としては、~~日本銀行券及び日本政府紙幣の現物の提示があればこれを支払うことも考慮できるが~~ 焼却分については日本銀行員が焼却に立会った分で流通過程にあったものについては考慮するが、それ以外のものは資料の確認が不可能であり、また、日本銀行券、日本政府紙幣以外の通貨の支払いは認められない。

要綱 5 の (3) 韓国人労働者等の未収金に関して、
韓国側は韓国人軍人軍属労働者等の未払俸給、
賃金、年金、手当等の未収金を請求しているが、
日本側としては、韓国人分未収金の確認に努め
ている。

要綱 5. の (4) の a 集団移入韓国人労働者の補償
金に關して、

韓国側は、日本に強制徴用された労働者につ
き生存者、死亡者、負傷者それぞれ一定の補償
を請求しているが、

日本側としては、昭和14年以来、昭和20
年4月頃までに、自由募集、官あつせん、最後
には国民徴用令により相当数の朝鮮人労働者が
集団移入された事実は認めるが、これらの労働
者は、日本人として内地に渡来し、内地人とと
もに勤労したもので、これに対し日本側として、
韓国側要求のような補償金を支払う法律的根拠
がない。また、これら労働者の中で勤労契約期
間中負傷ないし死亡した者に対しては、その際
見舞金ないし弔慰金が各雇用主より支払われて
いたものであり、日本側として、重ねて何らか
の措置を講ずる法的根拠はないと考える。

要綱 5 の(4) の b 朝鮮人軍人軍属に対する補償金に関して、

韓国側は韓国人の旧軍人軍属に対して前項徵用者を含めてこれと同様の補償金支払の請求を行なっているが、

日本側としては、これら軍人軍属に対する補償金の支払は実定法上極めて困難である。すなわち、軍人に対する恩給は、連合軍国高司令部の命令により昭和21年1月以降停止され、また、軍属に対する諸措置も同時に停止された。平和条約発効後に、軍人軍属に対し戦傷病者戦没者等留守家族援護法の制定及び軍人恩給の復活があつたが、これらに基づく援護ないし恩給支給は日本国籍保持者に限られているため、韓国人軍人軍属はこれらの対象となりえないわけである。

要綱 5. の (5) の a 韓 国 人 恩 給 請 求 に 関 して。

韓 国 側 は、終 戦 時 の 既 裁 定 分 の ほ か、未 裁 定 分 の 恩 給 の 20 年 分 請 求 し て い る が、

日 本 側 と し て は、戦 前 国 庫 が 負 担 し て い た 分 に つ い て は、未 裁 定 者 を も 含 め た 受 給 権 者 に 対 し て 平 和 条 約 発 効 ま で の 分 を 支 払 う こ と は 考 慮 可 能 だ と 考 へ ら れ て い る。

要綱 5. の (5) の b 帰国韓国人寄託金に関して

韓国側は、終戦後韓国に帰国した韓国人の税関への寄託金、日銀券と交換した未決済鮮銀券および朝連の寄託金を請求しているが、日本側としては、~~税関寄託金および未決済鮮銀券について~~は支払を考慮できるが、朝連へ寄託したとする分については、その支払は不可能である。



日韓間の請求権問題について
(結論)(案)

37.3.10

一般請求権問題について総論的に日本側の根本的な法律的立場を、各論的に請求権各項目についての日本側の考えを御説明しましたが、これを要するに日本側として法的にも事実関係上にも問題のない項目は極めて少なく、その額も僅少にとどまります。日韓両国間の友好親善関係を樹立したいとの願望の下に、大局的見地に立つて、実定法上は問題はあるが、これを拡張的に解釈し、または条理をも持ち込んで考え、また事実関係確認に困難はあるが、条理上納得の行く限りの推定の要素を繰り入れて見ても、日本側として承認し得る請求権の総額は韓国側の期待されて居られるものよりは、小さなものとなるのではないかと考えます。しかもいわゆる「米国解釈」によつて、これらの認め得る請求権のうちどの程度が、帰属在韓日本財産が韓

国側に移されたことにより、消滅しまたは充足されたかを決定せねばならないわけでありませう。

さらに日本側の事情を申すならば、法律的根拠につき拡張解釈や条理の要素を持ちこみ、事実関係につき推定の要素を加えることについては反対があるわけで、このような構想につき如何に国民に説明をし、その納得を得るかについては、相当な困難を予期せざるを得ません。(一方韓国側としても、過去10年間も交渉して来て、韓国国民も請求権に大きな期待をかけて居られるであろうから、日本側で認め得る総額につき国民の納得を得るのに困難な事情はあろうと推測されます。)

このような事情の下においては、本問題を平和条約第4条の請求権問題としてではなく、これから離れた形で解決することも一つの方法ではないかと考えますが、如何でしょう。このことは、平和条約第4条の請求権から全く完全に離れるのではなく、実質的には、これに立脚す

るのだが、形式はこの規定から離れることを示唆するわけでありませう。もしも形式的には平和条約第4条から離れることになれば、日本側としては、実定法の拡張解釈や条理ないし推定を加味したことについての批判を避け得るのみではなく、日韓両国の友好親善関係樹立という前向きな姿勢で、大局的に解決したのだとの説明が可能となり、国民の同意を得ることが、相当容易にならうかと考えているわけでありませう。

(平和条約第4条から離れるということの意味につき質問があれば、)韓国側が、平和条約第4条の請求権の主張を、日韓友好関係の樹立のために、放棄すると言われ、これに対し、日本側が、この措置を多とし、日韓友好関係樹立のため、一定額を韓国側に提供するという方式が取れないだろうかということでありませう。この方式はカンボディアとラオスとがその賠償請求につき取つた方式であり、カンボディアとラオスに対しては、その賠償請求放棄に対し日本

側は経済援助を行なつたわけではありますが、韓国に対しましても、名目は別途考えるとして、一定額を無償で提供してもよいと考えている次第であります。